

(箱根登山鉄道株式会社とのIC連絡定期発売開始に伴う改正)

現行	改正
<p>(前略)</p> <p>(TOICA定期券の発売)</p> <p>第32条 TOICA定期券の購入の申し出があったときは、次の各号のいずれかに定める定期乗車券を発売します。</p> <p>(1) 旅客規則第35条に定める通勤定期乗車券</p> <p>(2) 連絡規則第24条に規定する通勤定期乗車券</p> <p>(3) 旅客規則第36条に定める通学定期乗車券(同条第4項に定める実習用通学定期乗車券を除きます。)</p> <p>(4) 連絡規則第25条に規定する通学定期乗車券(同条第4項に定める実習用通学定期乗車券を除きます。)</p> <p>(中略)</p> <p>3 第1項第2号又は第4号により発売する定期乗車券は、近畿日本鉄道株式会社との連絡運輸となるもののうち名古屋駅又は桑名駅を接続駅とするもの(ただし、身体障害者規則及び知的障害者規則による割引の定期乗車券を除きます。)、愛知環状鉄道株式会社との連絡運輸となるもの、小田急電鉄株式会社との連絡運輸となるもの、伊豆急行株式会社との連絡運輸となるもの又は伊豆箱根鉄道株式会社との連絡運輸となるもののうち小田原駅を接続駅とするものに限ります。</p> <p>(以下略)</p>	<p>(前略)</p> <p>(TOICA定期券の発売)</p> <p>第32条 TOICA定期券の購入の申し出があったときは、次の各号のいずれかに定める定期乗車券を発売します。</p> <p>(1) 旅客規則第35条に定める通勤定期乗車券</p> <p>(2) 連絡規則第24条に規定する通勤定期乗車券</p> <p>(3) 旅客規則第36条に定める通学定期乗車券(同条第4項に定める実習用通学定期乗車券を除きます。)</p> <p>(4) 連絡規則第25条に規定する通学定期乗車券(同条第4項に定める実習用通学定期乗車券を除きます。)</p> <p>(中略)</p> <p>3 第1項第2号又は第4号により発売する定期乗車券は、近畿日本鉄道株式会社との連絡運輸となるもののうち名古屋駅又は桑名駅を接続駅とするもの(ただし、身体障害者規則及び知的障害者規則による割引の定期乗車券を除きます。)、愛知環状鉄道株式会社との連絡運輸となるもの、小田急電鉄株式会社との連絡運輸となるもの、伊豆急行株式会社との連絡運輸となるもの、<u>伊豆箱根鉄道株式会社との連絡運輸となるもののうち小田原駅を接続駅とするもの又はは箱根登山鉄道株式会社との連絡運輸となるもの</u>に限ります。</p> <p>(以下略)</p>

附則

この通達は、令和4年10月1日から施行する。